

1. 医療費の負担を減らす

(1) 高額療養費制度

高額療養費制度は、治療費の自己負担額の限度額を定め、限度額を超える部分を払い戻す制度です。また患者さんは事前に高額療養費限度額適用認定証（P67）を申請すると、払い戻しではなく、自己負担額の限度額までの支払いで済ませることもできます。



保険が適用される医療費であれば、入院・通院・在宅医療を問わず対象になります。なお高額療養費制度での自己負担の限度額は、次ページの表のように年齢や収入によって異なります。

申請方法・必要な書類は、ご加入の医療保険によって異なります。保険証に記載の保険者にお問い合わせください。国民健康保険は、市町村の担当窓口でご確認ください。

問い合わせ先 加入している各医療保険の窓口 P90

□ 70歳未満の方の場合

- ①月毎（1日～月末）の計算となります。（食費や差額ベッド代、医療保険のきかない診断書は含まれません）
- ②同じ医療機関ごとに計算します。外来（在宅医療を含む）での医療費と入院費、医科と歯科は別々に計算します。
- ③同じ人が同じ月に、21,000円以上の自己負担額が2件以上あるときは、合わせて計算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。例は右記の図をご覧ください。
- ④外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含みます。
- ⑤自己負担分を超えた払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

(2023年12月現在)

高額療養費/自己負担限度額(1カ月分)				
区分		一部負担金の額 (自己負担限度額)	1年間に4回 以上あるとき 4回目から	食事の 標準負担額 (1食)
ア	年収 約1,160万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円	460円
イ	年収約770万～ 約1,160万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ	年収約370万～ 約770万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ	年収 約370万円未満	57,600円		
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円	210円 (90日まで) 160円 (過去12カ月 で91日以上)

例 47歳男性 限度額区分:エ(年収約370万円未満)

	A病院	A病院	B薬局	C病院
	入院して手術	化学療法で外来通院	放射線治療で 通院	
医療費10割	1,000,000円	50,000円	30,000円	50,000円
自己負担3割	300,000円	15,000円	9,000円	15,000円 ※21,000円を 超えないため 合算不可

【自己負担限度額】 57,600円

【払い戻される額】 $(300,000円 + 15,000円 + 9,000円) - 57,600円 = 266,400円$

※注意:世帯での合算は各医療保険窓口へご確認ください。

□70歳以上の方の場合(後期高齢者医療の方も含む)

- ①毎月(1日～月末)の計算となります。(食費や医療保険のきかない診断書は含まれません)
- ②以下の表のように外来のみの場合と入院+外来の場合で自己負担限度額が異なります。病院、診療所、訪問診療、訪問看護など、かかった医療費のすべてを合算し、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。
- ③外来での費用は、病院の外の薬局での費用も含みます。
- ④払い戻しがある方には各医療保険より後日、通知があります。

(2023年12月現在)

適用区分	高額療養費/自己負担限度額(1ヵ月分)			
	ひと月の上限額		多数回該当 (1年間に4回以上) の場合	1食あたりの標準負担額
外来 (個人ごと)	外来・入院 (世帯)			
年収約1160万円～	252,600円+(医療費−842,000円)×1%	140,100円	460円	
年収約770万円～約1160万円	167,400円+(医療費−558,000円)×1%	93,000円	460円	
年収約370万円～約770万円	80,100円+(医療費−267,000円)×1%	44,400円	460円	
年収156万円～約370万円	18,000円 (年144,000円)	57,600円	44,400円	460円
低所得者Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	適用なし	210円 (90日まで) 160円 (過去12ヵ月で91日以上)
低所得者Ⅰ 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下)	8,000円	15,000円	適用なし	100円

(2)高額療養費限度額適用認定証(以下、限度額認定証)

限度額認定証を医療機関等に提示することで、病院や薬局での支払いが一定の金額(自己負担限度額)に抑えられる制度です。



覚えておくとよいこと

- ①限度額認定証の申請をした月の初日から有効です。
- ②病院等の窓口へ提示が必要です。忘れた場合、いったん医療費は自己負担となり、後日払い戻しとなります。
- ③発行まで1週間程度かかります。時間に余裕をもって申請しましょう。

加入している各医療保険の窓口 P90



■申請手続きについて

70歳未満の方や、70歳以上で非課税世帯の方については、加入する医療保険の窓口で事前に交付申請の手続きをする必要があります。それ以外の方は、特に申請手続きの必要はありません。

(3)標準負担額減額認定証

市町村民税が非課税などによる低所得者の方のみが対象で、自己負担限度額と入院時の食事費用が抑えられる制度です。



覚えておくとよいこと

- ①限度額認定証と一緒に手続きをして、あわせて1枚の認定証を受け取りましょう。
- ②申請した月の初日から有効です。
- ③申請を忘れたり、病院窓口への提示を忘ると、後日払い戻しがないので注意してください。

加入している各医療保険の窓口 P90



コチラもCheck!『がんになつたら手にとるガイド』

- ⇒「治療にかかる費用について」
- ⇒「公的助成・支援の仕組みを活用する」

(4) 高額療養費貸付制度

高額療養費が支給されるまでの間、自己負担分の立て替えが難しいときに、高額療養費支給見込み額の8割相当額を無利子にて貸し付けを行う制度です。医療費を支払う前に手続きが必要です。

限度額認定証の手続きを忘れたり、複数の医療機関で高額な医療費の支払いがあるときなどにも利用できる制度です。ただし、加入する医療保険によっては利用できない場合もあります。

加入している各医療保険の窓口  P90

(5) 高額医療・高額介護合算制度

医療の「高額療養費制度」と介護の「高額介護・高額介護予防サービス費」の両方を利用した上で、合わせた総額が1年間に一定額を超えた場合に払い戻しを受けることができます。

①世帯内の同一の医療保険の加入者が対象です。

②費用は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間で計算されます。

加入している各医療保険の窓口  P90

(6) 確定申告による医療費等の控除

1年間に自己または自己と生計をひとつにする親族に、一定額以上の医療費および介護費用などの自己負担があった場合は、所得税を軽減できます。



覚えておくとよいこと

- ①該当しそうな領収書やレシートは捨てずに必ず保管しましょう。
- ②高額療養費制度では対象とならない医療費も該当します。
- ③会社などの年末調整とは別に、自分で税務署か市町村役場にて確定申告をする必要があります。

居住地の市町村役場か、居住地を管轄する税務署  P91

 申告時期 所得税の確定申告期間(毎年2月16日～3月15日)に行う

(7) その他の制度

■ 四肢のリンパ浮腫治療のための 弹性着衣等にかかる療養費の支給

リンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、または原発性の四肢のリンパ浮腫の治療のために、医師の指示に基づき購入する弹性ストッキング、弹性スリーブ、弹性グローブおよび弹性包帯が支給対象になります。

□ 支給対象となる疾病

鼠径部そけいぶ、骨盤部えきかぶ、もしくは腋窩部えきかくのリンパ節郭清を伴う悪性腫瘍の術後に発生する四肢のリンパ浮腫、または原発性の四肢リンパ浮腫、慢性静脈不全による難治性潰瘍

□ 支給回数

1度に購入する弹性着衣は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度とします。

※弹性包帯の場合は、2巻を限度とします。

※弹性着衣の着圧は経年劣化することから、前回の購入後6カ月経過後において再度購入した場合は療養費として支給されます。

□ 支給額

上 限 額	弹性ストッキング	28,000円 (片足用の場合25,000円)
	弹性スリーブ	16,000円
	弹性グローブ	15,000円
	弹性包帯 (医師の判断により弹性着衣を使用できないと認められる場合に限り支給対象となる)	上肢7,000円 下肢14,000円

□ 申請に必要な書類

- ・療養費支給申請書
- ・弾性着衣等装着指示書
- ・弾性着衣等を購入した際の領収書(原本)または費用の内訳がわかる書類

 **問い合わせ先** 加入している各医療保険の窓口  P90

■ 公益財団法人 HLA研究所「淳彦基金」

造血幹細胞移植が必要な患者さんで経済的に困難な事情のある方へ、HLA検査費用を援助しています。ただし「HLA研究所」での検査費用に限ります。申し込みは担当医から行う必要があります。

基金についてのお問い合わせ・申し込みは「淳彦基金を育てる会」事務局へ。

【問い合わせ先】

「淳彦基金を育てる会」事務局  042-522-3015
〒190-0022 東京都立川市錦町1-20-15
FAX:042-524-3311
HP:<https://hla.or.jp/med/atsuhiko/>



かい とうかみーか
月ぬ美しゃ十日三日
みやらびかい どうなな
美童美しゃ十七つ
ホーイ チョーガー^一
(月ぬ美しゃ)



体験談

仕事と、子育てと、乳がんの治療

3人目の子供を出産し、しばらくして「乳がん」の診断を受けました。

覚悟はしていました。以前よりしこりがあって検診を受けてきたので、大きくなってきたしこりに「やっぱりか～」と。先生より抗がん剤治療と手術の説明があり、治療は受けるつもりだけど、小さな3人の子供のこと、仕うこと、治療費のこと、不安はいっぱいでした。

夜勤のある仕事をしていますが、家計のことを考えると仕事を辞めるわけにはいきません。でも、治療を受けながら働くのか不安でした。抗がん剤の副作用で髪の毛が抜けたり、体調が悪くなったりしても業務がこなせるだろうか。そもそも働いてよいのだろうか。

そんな悩みを所属長と乳がん経験者の上司が支えてくれました。夜勤をなくし、日勤のみに勤務形態を変更し、「まずはやってみよう！」と声をかけていただいたのです。私の休みの日に所属長から同僚へ、病気で配慮が必要なことを説明してくれたようです。

いざ治療が始まってみると、上司が日々の様子を気にかけてくれて、体調不良のときには早退したり、体力を使う力仕事ではなく事務仕事に切り替えてくれたりと、何とか勤務を続けることができました。

今思えば、仕事と子育てで毎日が目まぐるしく、病気のことを考えるのは病院に来ているときだけで、病気のことを思いわずらう時間がなかったことが、逆に、私にとって病気を乗り越える助けになったと思います。

(30代 女性)

同じ病気の人の話を聞いてみる  P38
治療を受けながら働く  P72